

山形県公共事業景観形成基準

1 趣旨

山形県公共事業景観形成基準（以下「景観形成基準」という。）は、山形県景観条例第 32 条第 1 項に基づき県が実施する土木その他の建設事業に係る良好な景観の形成のために定めるものである。

2 景観形成配慮事項

公共事業により形成される公共施設や公共空間等（以下「公共施設等」という。）による景観形成の配慮事項は次に掲げるものとする。

(1) 県土景観の特徴への配慮

- イ 公共施設等が、県を代表する山河や県内各地域で親しまれている山河の眺めに含まれる場合は、将来にわたって山河の映える風景が保全されるよう、公共施設等の本体及び標識や植栽その他の付属物は周辺から浮き上がらないような形態意匠・色彩・材料・配置等に配慮すること。
- ロ 県土景観の特徴である三重構造を構成する市街地景観、田園景観、樹林地景観を形成する公共事業の場合は、それらの景観特性を踏まえた整備に努めること。
- ハ 公共施設等が、大規模に土地の形質を変更する場合は、可能な限り既存の県土景観の特徴を踏襲し、新たに創出される風景が良好なものとなるよう配慮すること。

(2) 公共施設等の整備における配慮

- イ 公共施設等が風景の主役になる場合は、きわめて耐用年数が高いことや不特定多数の人が利用することから、整備に当たっては、過度の装飾を避け、エイジング効果を考慮した形態意匠・色彩・材料・配置等に努めること。
- ロ 公共施設等自体だけでなく公共施設等の周辺の環境との関係を考慮した、形態意匠・色彩・材料・配置等のデザインの検討に努めること。
- ハ 公共施設等の施工にあたっては、出来上がりをイメージしながら現場へのおさまりをよくするよう努めること。

(3) まちづくりへの配慮

公共事業の実施箇所となる市町村の景観施策やまちづくり施策を把握し、当該市町村のまちづくりに資するような整備に努めること。

(注) 1 景観形成基準でいうデザインとは、単に材質や製品のいわゆるグレードアップを要求するものではない。公共事業が実施される場所における公共施設等の使われ方や景観特性を考慮した公共施設等の形態意匠・色彩・材料・配置等を検討し、その検討結果を形にして示す作業をデザインと呼ぶこととする。よって、デザイン検討の結果として材質や製品をグレードアップすることもあり得るが、最初からグレードアップを検討するものではない。

デザインを設計という言葉に置き換えてもよいが、設計は工費や構造といった施設そのものの検討に重点を置くイメージが強いため、デザインという言葉を用いた。

2 「景観の形成」で用いる「形成」とは、「保全」と「創出」をいう。

3 エイジング(aging)効果とは、年月を経て備わる風格や味わいをいう。